

(第一類 第五号)

第二回 国会 文教委員会 議 録 第十五号

(五八七)

昭和二十三年六月二十三日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 松本 洋造君

委員 水谷 昇君 高津 正道君

理事 西山富太郎君

柏原 義則君 圓谷 光衛君

富田 照君 田淵 実夫君

野老 誠君 松尾 トシ君

松本 七郎君 伊藤 恭一君

久保 猛夫君 武田 キヨ君

米田 吉盛君 黒岩 重治君

平川 篤雄君 松本 眞一君

織田 正信君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部政務次官 岩本 哲夫君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

専門調査員 宇野 圓空君

専門調査員 横田重左衛門君

本日の会議に付した事件

公聴会開会に関する件

教育委員会法案(内閣提出)(第一五二号)

○松本委員長 それでは会議を開きます。

その前にちよつと御相談いたしたいことがありますので、速記を止め

て……

(速記中止)

○松本委員長 速記を始めてください。

教育委員会法案を議題といたします。

昨日の委員会におきまして、總括的な質問は大体終了したと存じますので、本日は逐條の審議に移りたいと存じます。

なおそれにつきまして、お手もとに、先ほど申し上げました関係の方の刷物と、それから「教育委員会法案中修正を要する箇所」という表題のついておる二枚続きの刷物がありますが、これについて一言申し上げておきたいと思ひます。

これは専門調査員におきまして一應調べました上で、こういう点が問題になるのではないかと、この点について資料として、提出したわけでありま

す。表題は「修正を要する箇所」というように、何だか決定的な題になつておりますが、これは間違ひでありまして、専門調査員の資料として出したというわけでありまして、その点を御了承願ひたいと存じます。なお逐條審議にあたりまして、これが問題になりますならば、その際専門調査員から御説明申し上げる、かように取扱ひたいと思ひますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

それでは條章の審議に入ります。

教育委員会法案第一章總則

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覺のもとに、公正な民意により、地方の實情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

この点御審議願ひます。御意見はありますか。

○織田委員 この前文部大臣から説明があつたのでありますが、「教育が不当な支配に服することなく」という点について、御質問申し上げたいと思ひます。この前の御答弁の中には、過去の不当な支配とは、「は内務官僚並びに軍部からであり、一は中央集権的文部行政官僚といふものの支配である」というような御説明がありましたが、内務官僚の支配並びに軍部からの支配は除かれて、あと文部官僚からの支配のみが、今日残つておるといふ結論に達するのじやないかと思ひますが、具体的にどういふ点について不当な支配であるかといふ点について、御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 文部省の方で不当な支配をしたかどうかという問題については、これはいろいろ人によつて意見の異なるところであらうと思ひますが、就中、地方の實情をそれほど十分考慮せずに、画一的に行政を行つていつた傾向があるといふことは、從來の教育行政の欠点ではなかつたかと思ひます。その場合に、それが不当な支配であつたかどうかといふことについては、ここで私から不当な支配であつたと確言するのは、速断したいと思ひますが、そういう欠陥があつたといふことは、十分言ひ得るのではないかと思ひます。

○黒岩委員 この不当な支配といふことにつきましては、過去においての反省をいたしますと、いろいろの事実が出てくるだらうと思ひますが、われわれがこの審議をいたします建前としては、將來における不当な支配を排除するといふことを考へて、決定をしていきたいと思ひます。そこで將來予想される不当な支配といふものは、どんなものがあるかといふことについて、当局の御見解を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 將來のことにつきましては、いろいろ予想して申し上げることもいかがと思ひますが、われわれとしては、この第一條の目的は「教育が不当な支配に服することなく」といふ意味の、この教育といふのは、教育者あるいは教育を受ける者、あるいは教育内容、教育行政をする者、それら全部を含めて、そういうものが不当な外部からの支配を受けることなく、教育が獨善に陥つてはいけなないのでありまして、そのために教育は國民全体に對して直接に責任を負つてもらうべきものであるといふ考えのもとに外部からの不当な支配も排除すると同時に、また教育内部だけの獨善に陥つてはならない、そういう自覺のもとに教育行政をなさなければならぬといふことでもあります。それで將來不当な支配がどういふふうなものであるかといふことについては、具体的に申し上げるのはちよつとどうかと思ひます。たとへば將來それも官僚の弊とか、あるいはまた一党一派の不当な支配といふふうなこ

とがあつてはならないといふふうに考へるのであります。

○黒岩委員 この第一條の最後の方の「教育本来の目的を達成することを目的とする」とある。これに対する先日の質問に應じての当局の御答弁は、教育の本来の目的を規定したものは、教育基本法であるといふことを、明確になさつたのでありますから、この「教育が不当な支配に服することなく」といふ「不当な支配」は、教育基本法をゆがめるような他の勢力に支配をせられない、こういうふうに了解してよろしいか。この点についての御意見を伺いたい。

○辻田政府委員 さように存するものであります。

○水谷(昇)委員 ただいま局長の御答弁で「教育が不当な支配に服することなく」といふ、この「不当な支配」といふことについては、具体的ににはまだ言ひにくいようではあります。私は國民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである、こういう文句で「教育が不当な支配に服することなく」といふ、この句は除いて差支ないと思ひます。除いた方がよいと思ひます。

○松本(七)委員 この「不当な支配」といふことについては、いろいろ御意見もあると思ひますが、やはりこれは從來の明治維新以來の文部省教育といふものが、軍國主義、國家主義に基いて國策の具に供しておられたといふことが、私は一番大きな点ではなかつたか

と思う。従つて將來でもこの教育基本法に基いた教育が行われ、どこまでもこれを守つていくならば、教育が國策の具に供されるというのを除かなければならぬ、その意味でもしそういう意味が含まれておれば、私はこの「不当な支配に服することなく」ということが重要な意味があると思うので、これはどうしても入れておかなければならぬと思うのですが、そういう意味と解釈して差支えございませんか。

○辻田政府委員 ただいまお話にありましたような関係のことも、含まれておると思ひます。

○水谷(昇)委員 文部当局のこの句を抜くことについての御意見を一つ。

○辻田政府委員 文部省としてしましては、この「第一條の教育が不当な支配に」以下「自覚のもとに」までは、これは教育基本法にある文章であります。そしてこの教育基本法の根本精神のもとに、この法律は実施されなければならぬ、と文部省としてしましては、「不当な支配に服することなく」ということは、ぜひ入れておきたいと存するのではありません。

○伊藤(泰)委員 これはやはり松本委員の言われたごとくに、從來の教育は、実に不当な圧迫を受けたことが非常に多いのであります。そういうことから言ひましても、教育基本法にも、個人の基本的人權の尊重、個人の完成というふうなことがはつきりしてありますから、そういうような意味のもとに、やはり不当な支配に服せられることのないように、この「不当な支配に服することなく」という文句は、私は入れておいた方がいいと思ひます。

○田淵委員 私はこの文句は必要だと思ふ。殊にこの原條に當つてみますと、これは逐條審議ならば八十一條にわたつたときに申し述べるのがいいのかもしれないが、連関がありますから、ここでも申し述べておきます。八十一條におきましては「昭和二十三年十月五日に都道府縣の教育局の長及びその職員並びに市の教育に関する事務主管の長の地位にある者及びその職員は、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相當する給料をもつて、都道府縣又は市の教育委員会の教育長又は事務局の職員に、任用されたものとみなす。」という規定されているのであります。私は教育が不当な支配に服せなければならぬと予想されるような危険性が、八十一條の中にすでに見えておると思ふ。教育委員会が成立いたしましたのであります。従つて教育委員会が成立したならば、教育長はすぐにもこれを選ぶことができるのであります。しかるに越えて二十四年三月三十一日までは縣の部長あるいは課長その他の教育行政担当責任者が、代つて教育長の任務を遂行する。何ゆゑにこういう必要があるか。もし最初にできた教育委員会において、そういう從來關係にあつた職員がかりにも教育長の代行をなすというふうなことがあるならば、これは古い觀念と古い勢力とを、公正な民意によつて、地方の實情に即した教育行政を行ななければならぬところの教育委員会というものを、ゆがめてはならない、そういう断定はできません。けれども、そういう危険性も見られ、ということでもあります。これはほんの一例でありますが、各條にわたつて

見ますならば、そこにそうした不当な支配に服せなければならぬのではないかとと思われるような危険性というものが見られるのであります。従つて各條との關係におきましても、この「不当な支配に服することなく」という言葉は、單に大所高所から言ふばかりでなく、他の條文との關係においても残さなければならぬ、このように私は考えるのであります。

○岡谷委員 私はこの「教育が不当な支配に服することなく」という文句は、これは削除したいと思ふのです。意見を述べてもいいですか。

○松本委員 今の取扱ひは一應逐條審議をして、討論をあとにしたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○田淵委員 討論をやらなかつたら逐條審議にならぬと思ふ。従つてそこは委員長の采配よろしきを得て、緩急の裁きをつけていただくよりはかたはらないと思ふ。

○岡谷委員 この法案は教育民主化のために永遠に生きる法案であつて、教育が不当な支配を受けておつたので、こういうことをなくするためにできた法案であつて、つまり過去の事実として教育が不当な支配を受けておつたというところを、文部大臣も辻田局長もはつきりこれを言つておられますが、ここで過去の事実が教育が不当な支配を受けておつたから、今後こういうことをなくするたにという文章は、法文として入れることは安当ではないと思ふのであります。すつきりした、もう少しこの法律は國民全体に対して直接に責任を負つて行なうべきであるということとでなければならぬと思ふ。過去の事実であつたものを、また過去の不当な支配を受けるであらうというやうなことをこの法文の中に入れておくといいことは、ほんとうの精神が生きてこないと思ふ。またこういう残滓を残しておくことは、私は法文としては賛成できません。これがあるために、またも不当な支配を教育長や何かから受けるのではないかとやうな觀念をもたせることは、法文としては非常に輕射を受けることで、この法文は私は削除してもらいたいと思ふ。

○伊藤(泰)委員 今の岡谷委員の話によると、今までは不当な圧迫を受けておつたけれども、これからはないという意味でありますけれども、われわれは今後もこういうことはあると思ひます。同時に教權の確立という意味からいひましても、やはり不当な支配に服することがないということを入れるのが當然であると思ひます。

○黒岩委員 私もこの字句を残すことに賛成であります。それがために先ほど政府の方へお尋ねをしたところ、教育基本法の精神をゆがめるところの支配的力が加わることがあつた場合には、それを斷固として排除しなければならぬという趣旨のもとに入れたら字句であるということが、はつきりいたしましたので、残すべきだという考えをもつておられます。

○岡谷委員 この法律案がしからば不当な支配をとるために起案されたという觀念が起るではないか。教育の目的、基本法の目的を達成するという意味であつて、不当な支配を受けておつたから、不当な支配をなくするためにこの法文ができたという觀念は、いかであるか。この文章がなくても、この法律ができれば、委員会の運営その他

○松本(七)委員 岡谷さんの御意見はごもつともだと思ひます。われわれとして使わないで済むことが望ましいと思ひますけれども、過去にそういう不当な支配があつたというところ、法律はやはり何といつてもただ理想的であるばかりでなく、時代の反映なんですから、日本の今の教育基本法にしても、まだできたばかりで、これから実がはいつてほんとうの民主主義体制が確立されなければならぬ、そういう過程にある。また將來不当な支配が行われる

○松本(七)委員 岡谷さんの御意見はごもつともだと思ひます。われわれとして使わないで済むことが望ましいと思ひますけれども、過去にそういう不当な支配があつたというところ、法律はやはり何といつてもただ理想的であるばかりでなく、時代の反映なんですから、日本の今の教育基本法にしても、まだできたばかりで、これから実がはいつてほんとうの民主主義体制が確立されなければならぬ、そういう過程にある。また將來不当な支配が行われる

○松本(七)委員 岡谷さんの御意見はごもつともだと思ひます。われわれとして使わないで済むことが望ましいと思ひますけれども、過去にそういう不当な支配があつたというところ、法律はやはり何といつてもただ理想的であるばかりでなく、時代の反映なんですから、日本の今の教育基本法にしても、まだできたばかりで、これから実がはいつてほんとうの民主主義体制が確立されなければならぬ、そういう過程にある。また將來不当な支配が行われる

○松本(七)委員 岡谷さんの御意見はごもつともだと思ひます。われわれとして使わないで済むことが望ましいと思ひますけれども、過去にそういう不当な支配があつたというところ、法律はやはり何といつてもただ理想的であるばかりでなく、時代の反映なんですから、日本の今の教育基本法にしても、まだできたばかりで、これから実がはいつてほんとうの民主主義体制が確立されなければならぬ、そういう過程にある。また將來不当な支配が行われる

○國谷委員　人口一万以上の町村に設置するという問題について、昨日文部当局に向つて、いかなる根拠によつて一万と規定したかという問題について、質問を發しておいたのであります。

日一万以上といつたような村におきまして、適當な教員を迎えなければならぬといふ場合にも、相當の困難性が伴うのであります。また第一條の不當な支配配という意味から考えまして、大体

が、諸般の事情より、やむを得ず一万元以上ということにとりきめざるを得ないことに立ち至つた事情を御了承を願いたいと思います。

○黒岩委員　含みのある御答弁でござい

しますことは、決議を得る上におきまして、また学校運営上におきましても、相当な大きな点が多く発見されるのではないかとような点から、下きる限り特別教育区の設定範囲は縮小

しろ負担率を公正に割り当てるといふ
ようなことは、あるいは例といたしま
しては、もとよりあり得ることだと申
いますが、実は予算の方面におきま
しては、私の方では逆の心配をもつてお

るような次第であります。

○黒岩委員 この点につきましては、私個人としましては、私の党としても意見がございまして、しかるべき時期に修正案を提出したいと思ひます。

○水谷(昇)委員 この特別区問題につきましては、ここに一万以上と規定してありますが、この点について経費の問題を私が質問をして、まだその具体的な標準を示していただけないのであります。一万程度、あるいは五万程度、あるいは十万程度のそれらの経費を比較対照いたしまして、その経費の上から考慮する必要があると思ひますから、それをお示し願つた上で意見を發表したいと思ひます。——ただいまここに配付していただいておりますのでありますから、これをよく見せていただいた上で、あらためて質問いたします。

○岡谷委員 一万以上の町村に特別区域をつくるというこの根拠は、きわめて薄弱なように承つたのであります。先ほど黒岩君からの意見もあつたようですが、教育の目的を達成するための委員会であるとするならば、数をもつて限定する。しかも内閣の官報に公示せられた人口によつて限定するといふようなことは、きわめて非民主的のやり方だと私は思ひます。この一万以上と決定し、特別教育地区が数箇村集まつて一万以上に達するといふことが、さうぶるがになつておりますので、地方の町村長やその他からの陳情がこれに集申しておる状況であります。これはまつたく根拠のない案で、大体一万程度がよからうといふようなお話のようでありまして、さきほど

黒岩君の言つたように、私の党においても相談いたしましたので、この点について後に修正をいたす考えであります。もしまた文部省において、一万以上にするのが最もよいという明確な御意見があるならば、聴かせていただきたいと思います。

○平川委員 總体的な質問のときにお伺ひしたのはその点なのでございますが、特別教育地区の設置標準というやうなものをもし出される意向があるならば、その大体をお知らせ願ひたいと言つたところが、それについての御答弁がなかつたのであります。私はそれが出ざる限り、この特別教育地区は五十万にならうと百万にならうと、最高限をきめてないのでありますから、差支えないものと一應考えたのであります。が、しかしできたあとで設置標準なるものが文部省から出て、一万ないし二万程度でなくてはならぬとかいふやうなことがあとから附け加えられては非常に困るからと思つて、その点をこの前總体質問のときにお願ひしたのであります。そこをどうも一度はつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○辻田政府委員 特別教育地区を設定いたします場合に、最低の人口については制限がございまして、それ以上については、一應この規定としてはございません。ただ規定としてはないのでございまして。ただ規定としてないから、百万でも二百万でもよいからといふことになるわけでありまして、しかしその点は地方の実情とか、通学区域の関係とかいふような事情を考慮いたしまして、適当に住民の都合のよいやうに、またこの特別教育地区を運営していくのに便利なやうにきめていかねばならぬ。

○平川委員 政府には全然さうな意思は、將來もございませぬ。われわれおしやることはよくわかるのであります。が、その地方の実情というものは、財政的にも通学区域の問題とかいふ点で、あるわけでありまして、それで地方民の意思によれば、幾万の特別教育地区がでないと限らない。その際にかような点を考慮して、やはりこのくらいのものであらうという点があつたら出てくるやうなことになるれば、われわれはこれをこのまま通すわけにはいかぬのです。ですからその腹をきめる意味におきまして、もう一度、くどいようですけれども、將來もさうなことを政府としてお出しになることはないかどうか、はつきりと御答弁願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 特別教育地区の設定については、この法案にもありますやうに、府縣委員会できめることになつておるのであります。その府縣委員会できめる場合におきましては、関係町村とよく相談してきめることになつております。そこでいろいろ相談等がありました場合に、政府の方において、あるいはそれについて助言をするやうなことがあるだらうと思ひますが、しかしさきに申した通り、一定の基準をつくつてそれを無理に押しつけるやうなことはいたさないつもりであります。

○松本委員長 はかにございませぬ。

○水谷(昇)委員 この御配付いただきました経費の表を見ますと、人口一万人のものの標準が示してない、経費が書いてないのでありますから、はつきり言えないのであります。大体人口三万のもの、人口十万人のものと経費は同じであります。そこでこれを人口一人あたりで割つて見ますと、三万と十万人の違ひでありますから、人口三万のものは十万人のものに比べて三倍になるといふことになります。こういう点から考えると、特別区の人口を少くすることを経費が非常に多くなることになりまして、さういふことも考えなければならぬ。私もはもと十分研究いたしましたので、この点を修正したいと考えております。

○久保委員 前々からの第三條のところは問題になつておりますが、この案をつくられますとき、大体これは調査局の局長さんがいつもおいでであるので、調査局が中心になつてつくられたのであらうと私は思ふのですが、地方教育行政について、實際経験があり、あるいはさういふ経験者からどういふ意見を徴されたのであるか、文部省の中の全国の地方行政について明るい人が具体的な資料を求めてつくられたのか、まつたくさういふことはされなかつたか、その点をお聴きしたいと思ひます。

○辻田政府委員 この法案が国会にかかりました最初の日に、大臣から法案の提案理由として経緯を説明されました。その際に、大綱についてはお話をあつたのであります。アメリカの教育使節團の報告とか、あるいはまた教育刷新委員会の建議とか、あるいはまた教育基本法の精神、また関係方面の助

言といつたやうなものを基本としまして、それをもととしてつくつたのであります。が、しかしその事務は調査局の方で一應中心にして進めてきたのであります。この法案をつくるにあたりましては、関係官廳等とも、もちろん相談いたしました。また實際それぞれの縣について、あるいは埼玉縣、富山縣、京都府といふやうな方面で具体的に實際行われた場合に、どういふやうになるかといふことまで、それらの縣当局とも十分連絡いたしましたので、さういふことも考慮してつくられた次第であります。

○久保委員 今一府二縣について實際意見を徴したといふことであります。が、私はおそろく京都であれ、あるいは埼玉であれ、さうした都道府縣の委員会、地方委員会、特別教育地区の委員会、さういふものをつくつて、それで大体よからうという意見はなかつたと思ひますが、さういふ点があつたかどうか、もう一應お伺ひいたします。

○辻田政府委員 いろいろ相談のときに、いろいろの意見があらはれたが、つくるとすればさういふことになつていくわけで、相談があつたわけでありまして。教育の民主化のため、さういふやうなものをよく上げることにいふやうな意見があることは、もちろんございまして。今このつくると思ひます。さういふところが、さういふ「さういふ」といふ意味はここにあなた方がつくられている原案のやうなものを指すのです。

○辻田政府委員

なおたたいま一府二縣について申しましたが、地方の教育部長会議等も開きまして、実際に地方行政の面におきまして教育部長あたる意見も徴しまして、そういうふうな意見で適当と思われる分につきましては、この法案にも反映しているわけでありまして、ただいま大体このうきふうなところと申しましたのは、これはもちろん相談の点において、たとえば、京都と富山等ではそれ／＼事情が違いますので、そこで大都会としての議論とか、あるいはそうでない地方というふうなことで、いろいろ意見がありました。そうしてそれらについてとるべきものはとつたわけでございます。

○久保委員 どうもはつきりしないのですが、それは今一府二縣から資料をとられた、意見を求められたということですが、それがまだ残つているとすれば見せてもらえますか。

○岩本政府委員 この問題につきましても、先ほど局長からいろいろ言つておりますが、要は都道府県の知事なり、市長なり、町長なり、村長が従来主幹としておつた教育行政、教育事務というものを、不当にゆがめられることなく、任意に教育委員会というものが運営の衝に代るという建前等から、元來教育委員会の設置地域は都道府縣一本を理想とする考えが相当各方面に強かつたのであります。しかし今申し上げます通り、知事なり、市長なり、町村長等から教育行政、教育事務というものを、あげて教育委員会に委譲するといふ、民主的な組織の建前からいいますれば、結局都道府縣を一本とする建前か、できる限り村長、町長、そういう

地方公共団体を一地域として、経営上、通學上、便利な方法で設置するか、この二つの方法よりないのであります。都道府縣一円か、小なりといえども公共団体単位にのこらえるか、この二つの方法以外の中間的な教育委員会の設置というものは理論上あり得ない。しかしながら一万以下の町村におきましては、学校経営上、財政上、非常に困難な点も考慮されるから、せいぜい一万以下のものを標準として、かつ財政的な方面から見ても、あるいは通學的な方面から見ても、あるいは得ず特別教育区という連合組織によつてやらざるを得ないというふうな大体の意見に結着いたしたのであります。もとより御指摘の一万なるものも議論につきましても、依然として御意見の点はよく拜聴いたしておりますが、承知をいたしておりますが、各般の事情から余儀なくさうした事情になつたことを御了承願いたいと思ひます。

○久保委員 私がさつきから聴いておられますことは、實際この教育行政の事態は、失礼ですけれども、とても文部省の方は知られぬと思ひます。地方の行政の實際というものは、とてもあなた方は知られぬと思ひます。私どもから考へてみますと、こういうことが實際行われることになりまして、るる昨日まで各委員からも具体的な意見なども出たのであります。實際上困難であつて、行われぬといわれ／＼は結論として思ふ。そこで實際の衝に當つておる一府二縣から意見を求められたというのであれば、その意見がどういふものが來ているか、これはどうして

もお聴きたい。もしそれがこういうものでよいと——先ほど局長さんは言葉を使つてはつきり言われぬやうであります。さういふものだとはいふ、この案でよいという向うの意見であるとするならば、それは少くとも私は知事なり、市長なり、これもまた知らない内務系の官僚が考えたことであつて、實際さういふことに苦勞し、實際さういふ実体を知つてゐる者は、さういふことが實際行われたとしたならば、教育行政自身が困難であつて、とてもできることではありません。これは具体的に申しますと、おわかりかもしませんが、これは黒岩委員そのほかからも出たことで、私は申さぬのでありますけれども、どういふことができるはずはないものかと思ひます。そこで聴いておきますのは、さういふ所からきた意見というのはいふものであつたか。もしはつきり御記憶がなければ、向うから提出されたところの一府二縣のその意見を見せたいだけかどうか、それを聴いておきたいと思ひます。

○辻田政府委員 一府二縣の問題であります。これはこちらから人が出向きまして、いろいろと實際調査をいたしたのであります。文書によつて質問してつたという性質のものではないのであります。従つてその文書を見せろといふことにつきましては、今のところは、事實調べてきた結果だけがかつておるのであります。

○久保委員 實際調査をしに行つた、意見を聴きに付たのなら、大臣なり局長なりに復命したその復命書があるはずですが……

○辻田政府委員 それは一々復命をいたしますが、口頭でやる場合が相当あるものであります。向うから報告してきたい／＼な町村の資料、あるいはまた府縣から報告してきた資料といふものはございますが、口頭で受けた場合が多いのであります。全部文書になつておるわけではございません。なお教育部長会議といつたような方面からは文書によつて意見が出てきておるものがあります。

○久保委員 教育部長会議の結果、その意見はおおよそどういふものですか。

○辻田政府委員 教育部長会議におきましての意見の内容でございますが、教育部長会議におきましては、五つの事項につきまして意見が出てゐるわけでありまして、その中に、地方教育委員会の設置の範圍についての意見が出ております。その内容を申し上げますと、部長会議におきましては、都道府縣及び特別区に設置されるものは、人口一万人以上の町村及び人口一万人以下の町村にあつては、教町村を合する區域にこれを設置せんとする模様でありますけれども、それにつきまして

○久保委員 どうもはつきりしたようではない、私頭が悪いのかわからないのであります。都道府縣に委員会を設置するのが妥當だ、さうして町村は妥當でない。それなら市ではどうですか。

○辻田政府委員 都道府縣と市及び特別区に設置されるものはいが、町村に委員会を設置するのは適當でないといふことでもあります。

○水谷(昇)委員 久保君の質問に対する政府委員の御答弁は、諸種の事情によつて二万という標準がきまつたやうに伺つたのであります。御配付をいただきました経費の表であります。先ほど申し上げましたやうに、人口三万のもので経費が年間五十八万七千三百七十四、人口十万のものでやはい五十八万七千三百七十四であります。そこでこの構成のメンバーを見ますと、二級官が二人、三級官が二人、雇が一、計五人となつております。さういたしますと、人口一万人の所でもやはり五人くらいはどうしても置かなければならぬ。さういたしますと、経費はやはり年間五十八万七千三百七十四となるのであります。一万人の人口の所と、人口十万の所と比較したましても、経費を考へてみますと、一万人の所は一人当り人口十万人の所の経費の十倍かかるといふことになるのであります。この点について、経費の点からお考へになつて、一万人以上とさめるということが妥當であるかどうかという御意見をひとつ伺ひたいのであります。

○辻田政府委員 お手もとにお配りいたしてあります市の教育委員会事務局に要する経費概算年間費計上というものが、御説明申し上げました。これは説明がここに書いてありませんので、誤解を抱かれるだらうと思ひます。ありますが、ここに書いてありますのは、現在のものの上に新しく委員会を設置いたしますために、さういふふうな人々が必要になるということでありまして、人口三万のもので人口十万のもので同じであるという意味ではないのであります。これは新しく必要とするものが、人口三万と十万の市におきましてはさういふふうな計算になる。それから人口が三万であるといふのは

つて二万という標準がきまつたやうに伺つたのであります。御配付をいただきました経費の表であります。先ほど申し上げましたやうに、人口三万のもので経費が年間五十八万七千三百七十四、人口十万のものでやはい五十八万七千三百七十四であります。そこでこの構成のメンバーを見ますと、二級官が二人、三級官が二人、雇が一、計五人となつております。さういたしますと、人口一万人の所でもやはり五人くらいはどうしても置かなければならぬ。さういたしますと、経費はやはり年間五十八万七千三百七十四となるのであります。一万人の人口の所と、人口十万の所と比較したましても、経費を考へてみますと、一万人の所は一人当り人口十万人の所の経費の十倍かかるといふことになるのであります。この点について、経費の点からお考へになつて、一万人以上とさめるということが妥當であるかどうかという御意見をひとつ伺ひたいのであります。

これは三十万の間違ひであります、人口三十万のもの、五十万のものにつきましまして、それ／＼新しくこれだけの人が必要となつてくるという意味でございます。従つて従来までにおきまして、すでに三万と十万との市におきましてはそれ／＼規模が變つておりまして、それでそれを一緒に合致いたしますところ、そこに相當の差異が出てくると思ひます。

○水谷(昇)委員 それにしても、人口一万の所でも、新たにこの五人はどうしても必要だと思ひますから、やはり五十八万七千三百七十円というものは新規に要するというになります。そうすれば、人口一人当りに割り当てますと、人口が少いと相當經費がかさむということになる。この点から、人口一万にするということは考へるものだと私は思ひます。この点について御意見を伺ひたいと思ひます。

〔速記中止〕

○松本委員長 速記を始めて下さい。
○松本(七)委員 先ほど平川委員より質疑切りの動議が出ましたが、この問題は最も重要な問題でありまして、私はただいまの久保委員の御意見に全面的に賛成であります。この問題はもつと徹底的に審議してもらいたいと思ひます。そこで委員会を小さい市町村にまでもつくるという事は、なるほど理論としては理想的なものであります。しかし要は、いい教育を行ふための形を整備するのですから、形ばかりできても、その目的が達せられない危険があるということを十分反省してみなければならぬ。先ほど黒岩さんもおつしやいましたように、細分した場合に、地方のボスにこれが歪曲される危険が

多分にある。また現在の地方の、財政状態からいって、六・三制でさえも、これを実施するに四苦八苦しているときに、この委員会の經費負担というところになつてまいりますと、相當混亂が予想されるのであります。そういうことを考へますと、なるほど理論から言へば、民主主義の建前から、これを地方に委譲していくということが根本原則にもなりましようけれども、実情から考へれば、せめて都道府縣、あるいは五大都市ぐらゐに止めたらどうかという意見が當然常識として、日本の國情を知つてゐる者なら出てくるだらうと思ひます。その点のどの程度考へられるか、詳細に承りたかつたのです。さういふことが全然考へられなかつたわけではなく、むしろ考へたが、いろ／＼な事情でこゝろ原案を出すことになつたという事情がわかりました。また政府のその間の御苦心のほどは十分察せられます。日本の実情というものを納得いくまで説明することがいかに困難であるかは、よくわかるのであります。しかし、ただこゝに重要な問題は、現在國民一般がガラス箱にはいつたやうな不明い政治を期待してゐる。そのときにどうも納得のいかないうやうな過程で自分たちの強く熱望していることが通らない結果に、いつの間にか終るといふやうなことを續けてゐると、將來の議會政治というものに對する非常な不信の芽生えを現在つくることになるのではないかと。これはどうして政府の折衝、政府の努力だけに任せておくわけにまいりません。今後は國會のみならず國民に對する責任をとつて、相當な努力をしなければなら

るまいと思ひます。そういう意味で久保さんの言われたように、今まで政府の努力してきた内容を詳細に知つて、その上でこれから國會が活動しなければならぬと考へるわけでありまして、それについては政府のとられた努力の内容を詳細承つた上で、こちらも準備してかかる必要があると思ひます。なおこの法案はこの問題の主要点として非常に重用でありますし、他の條項とも関連することが非常に多うございまして、党としても十分審議を重ねなければならぬので、私としては一應審議を留保して、後にまたやつていただくといいことにしていただきたいと思います。

○田淵委員 この法案を審議いたしますに、微妙な關係があるので、政務次官にお尋ねしたいのであります。この法律は七月一日には是が非でもこれを施行しなければならぬという意味のことをおつしやつたのであります。が、過般文部大臣は、七月一日と書いてあるのは、作成する過程において、さういふことになつたのだから、必ずしもそれにこだわる必要はないというやうなことを、明らかにこの委員会でおつしやつたのであります。一体どれが正しいのでありますやうか承りたいのであります。

○岩本政府委員 お答えいたします。が、關係方面から、九月には指導官が日本へ來られるといふことを言われておりまして、さうしたやうな關係から、ぜひ七月一日に本法を施行すべき旨の御意見があつたのであります。但し本法案につきましては國會の權威におきまして御審議賜りました結果によりまして、文部省といはしましては國會の御方針を十分考慮して、國會が直接先方へ交渉されるか文部省が當るか、國會の審議の結果によりましては、文部省といはしましては絕對的なことを主張するわけではないのであります。しかし元來さうした條文、法案を提出すべき時期等については、關係方面の強い御趣旨に従つてやつた次第でありますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○松本委員長 ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○松本委員長 では次に移ります。第四條 教育委員會は、從來都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長(特別区の區長を含む。以下同じ)の権限に屬する教育、學術及び文化(教育と云ふ。以下同じ)に關する事務、並びに將來法律又は政令により當該地方公共團體及び教育委員會の権限に屬すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定めがある場合を除いては、教育委員會の所管に屬しない。
○高津委員 第四條は自治体及び自治体の首長の手にあつた教育行政、教育事務の権限を、地方委員會の手に奪うといふが、與える規定だと思ひます。が、文部省は從來都道府縣及び市町村、都道府縣知事及び市町村長、それに全部権限を與えておつたわけではなく、直接にもつておつたものがありはしないだらうか。もしあるとするならば、その権限を地方委員會に移すといふのが、元來法案の精神であらうと思ひます。それで文部省の権限を移すといふことはちよつとも現れないで都道府縣、市町村及びその長にあつた権限を移すことだけをうたつてあるが、その点第二條の法案の趣旨が十分第四條に現れていないやうなことはないのか、これが第一の質問です。

○岩本政府委員 從來文部大臣がもつておりました権限のことにつきまして、後刻御審議を賜るべきであります。が、五十四條の第一項並びに第二項に申し上げてあります文部大臣の從來もつておつた指揮、監督権が特別の定めがある場合のほかは全部なくなることにになりまして、教育委員會に委譲する次第であります。

○高津委員 五十四條によれば文部大臣は所轄區域の教育に關する年報その他必要な報告書を地方委員會をして提出せよといふこと。それだけが残つて、あとは全部ないということになるのです。

○辻田政府委員 第四條の「將來法律又は法令により」とあります。「將來」の中には、この委員會法自身も含んでおるのであります。ただいま御説明がありましたが五十四條の第二項によりまして、法律に別段の定めがある場合に権限があります。それ以外のものは文部大臣といはしましては委員會に對して指揮監督をしてはならないといふことになりまして、さういふことによりまして、たとえば教科書のことにつきましては教科書に關する法律によつて文部大臣の権限が定まるのであります。それ以外のことは全部地方に委譲されるということになります。

首長のもつておつた教育、学術及び文化に関する事務であります。自治團體の中には特別教育区のように非常に小さいものがあり、その中に研究所とか実験所というものがあつた場合、都会の周辺においてはあつたと思ひます。そういう研究所や実験所という高度なものを、大都会ならば教育委員会は相当しつかりしておるであらうでしょうが、一万とか一万以下とかいう小区域まで学術に関する事務などを扱わせていいという法案になつておりますが、その点は政府はどのようにお考えでしょうか。なお学術に関する事務という「学術」は例示的に言はばどういふものでしょうか。

○辻田政府委員 第四條に規定いたしました教育、学術及び文化の内容であります。特に学術については、例を申し上げますと、学校教育、社会教育のうち、学問、藝術、技術の面からとらえた立場を考へておるのであります。研究、研究所とか試験所の設置、あるいはこれらを通じての学術の奨励、援助という事項があります場合に、それを合めておるのであります。もちろんただいまお話がありましたように、小さな所では、この事項はない所もありましよう。またある場所でもできることとありますので書いたのであります。

○高津委員 教育委員会の区域の大きい場合は構わないのですが、非常に小さい場合に、研究所や試験所がその区域内にあつて、それを奨励するということをやろうといつても見当がつかないのではあるまいかと思ふのです。その点に私は大きな法案の不備があると

思ひますが、政府はどのようにお考えでしょうか。

○辻田政府委員 小さな地域におきまして試験所あるいは研究所まで入れるのはどうかという御質問であります。が、小さな地域におきましても、そういうことができないようになつては困るので、社会教育とかあるいは学校教育を学術の面からながめた場合は、大なり小なりやはり学術的な事務もあるのではないかと思ふのであります。従つて必ずしも研究所あるいは試験所という具体的な施設だけを考へておるのではありせん。そういう場合ももちろんあります。そのほかに学校教育、社会教育を特にこの面から見れば必要な施設等もこの中に入れたのであります。

○高津委員 教育に関する研究所とかあるいは小さい研究所のような場合は私理解し得るものであります。が、家賃の關係や敷金のとれない關係で大きな都會の隣りの村にある場合があると思ふのです。すなわちそういう村にはそういうものを扱う能力はないように思ふのですが、この点はどうなるのですか。

○岩本政府委員 この点につきましては第五十條の第三号に、地方委員会に對しましては技術的、専門的な指導と指導を受けることを府縣の委員会がなす得る制度になつておりますので、御指摘のような点につきましては、この方法によりまして、都道府縣の委員会がそういう方面の實際的な技術的、専門的な指導を受けるようなことにしたらどうかと考へております。

○高津委員 一應了承いたしました。次に文化に関する事務をお聴きするのですが、学問的な定義ということになしに、例示的にあげれば文化といふものはどのようなものを指しておるのでしょうか。

○辻田政府委員 文化についての事務の例示であります。博物館、図書館の施設とか、あるいは天然記念物の保存、管理、あるいはまた展覧會、陳列會等の実施による文化活動その他一般社会通念上文化活動と考へられるものにつぎまして、激勵をしたり援助をしたりする事務もこの中にはいつております。

○高津委員 映画、演劇といふものはいつておるのですか。

○辻田政府委員 もちろん文化の中には映画、演劇もいつておられます。が、それが都道府縣とか市町村とかいふた地方公共團體において取扱われる事務の範囲にはいつてきたときに、初めてこの問題になると思ひます。

○高津委員 今までもそういうものを許可したりなどをするを、いわゆる自治體の首長あるいは自治體の役場それ自体がやつておつたのですか。いわゆる教育委員会事務局ができて、そこがそれを許可したり不許可にしたりするといふ権限をもつことになるのであるか、そういう意味でもないのですか。

○辻田政府委員 映画、演劇につきましては、現在においては取締關係という法規については別に考へられませんが、ただ警察關係として特別の規定があるわけでありまして、文化關係においては認可とか許可とかいふものは現在にはなかつております。

○高津委員 それでは第二項に大学及び私立學校を教育委員会の所管に属しないことにしてありますが、大学及び私立學校については、政府は別にこの教育委員会法とマツチするような法案を出す用意をもつておられるのであるかどうか。もしもいつておられるならば、その内容の輪郭を聴かせていただきたい、これが第二点です。

○岩本政府委員 御指摘の点につきましては、別個に大学及び私立學校に関する法律案を目下立案かつ先方と折衝中に属しております。なるべく本委員會法の趣旨とはなはだしく背馳しないような考へ方をもつて、なおかつこれらの關係團體等の御意見等も斟酌いたしまして、目下折衝中にあるのであります。

○松本委員 ちよつと私からお尋ねしたいのですが、文化の下に「教育」といふ以下同じ。となつておりますが、これはどういう意味ですか。文化を教育と言ふのですか、どういう解釈ですか。

○辻田政府委員 これは「教育、学術及び文化」を一々次に繰返すことは、非常に煩雜になりますので、「教育」という文字によつて、次にあります「教育事務を管理し」という場合には、教育、学術及び文化に関する事務を管理するといふ意味であります。

○松本委員 わかりました。他に御質問ありませんか。

○松本(眞)委員 第二項の大学には、縣立大学を含んでおりますか。

○辻田政府委員 縣立大学も含んでおります。

○松本(眞)委員 それからたとえば縣立の今までの高等女學校、あるいはお

茶の水の附屬小學校といふものですが、これは新しい制度で、もしこれが學藝あるいは教育大學といふようなものになつたときには、やはり附屬の小學校も、それと同じように教育委員会には属しないということになりますか。

○辻田政府委員 國立の學校につきましては、委員會の所管外でございます。

○松本委員 他に御質問ありませんか。それでは次に移ります。

第五條 教育委員会に要する經費は、當該地方公共團體の負担とする。

○松本委員 第五條の「教育委員会に要する經費は、當該地方公共團體の負担とする。」これが一番問題になるのであります。が、昨日細野政務次官のお話では、委員會法案ができて、地方の負担はあまりに殖えないで、できるだるうといふお話があつたのであります。しかもその教育委員會の役職員に對しては、政府においても義務教育の職員のごとく、國庫あるいは地方費に於いて半額ぐらゐの費用が出るであらうといふようなお答があつたのです。が、ここにははつきりと、「地方公共團體の負担とする」という規定がある以上は、昨日の細野政務次官のお話をわれわれは信じていいの、あるいは文部省でそういうような処置をとるのか、ちよつと昨日私はそう聴いたのですが、これはいかがでしょうか。

○辻田政府委員 第五條は教育委員會自体と、教育委員會内部を構成します事務局に必要とする經費を全部包含

おいて受けた補助金を出納長、あるいは収入役を通じて交付する、こういう順序になつておるのであります。

○久保委員 総司令部の修正意見もここにしておつて、それがまだよくわからないのでありますから、五條の審議は一應留保しておいてはどうだろうと思ふのですが。

○松本(七)委員 留保することには賛成ですが、この修正意見については、やはり今すぐ問題になりはしないかと、思われるような点は、一應政府委員に質しておきたいと思ひます。手続その

他は今後研究して見なければならぬが、かりに國庫から相當な費用を補助できるといふことになれば、非常にこれは結構なことだと思ふのです。しかし、さういふことになりますと、結局地方財政法といふ／＼な關係が出てきはしないか。せつかくさういふ規定を設けても、用立ちにくいものになつて、地方財政法によつて思ふやうなことができないといふおそれはございませぬか、その点をひとつ伺いたい。

○辻田政府委員 この問題は地方財政法とこれとの關係もありますので、さういふふうには概括的に一般的にそれを規定する場合に、地方財政法との關係においてどういふふうな扱いになるか、その点は研究してみなければならぬと思つておるであります。従つてただいまいわれる修正意見を拜見したのであります。十分研究してみたいと思つております。

○平川委員 とにかくこの修正意見の中には、第四項など重大問題に触れておるのではないかとさういふ氣もいたしますし、とにかくこれをはつきりさせることが先決問題だと思ふのです。どうでしょう、これを明らかにしていただいてから進めなければだめじやないかといふやうな氣がするのです。新制高等学校の移管の問題などという腹かこれではわからない。

○松本(七)委員 修正意見について折衝をやつてからといふことになりますと、たいへん時間も要すると思ひます。結局これは逐條審議をしながら修正意見を加味して、向うの眞意を確かめる必要があれば、その都度やりながら、こちらはこちらでやはり自主的にどん／＼進めていくといふ基本的な態度をはつきりとつていただきたいと思ひます。

○松本委員長 文部当局にちよつとお伺ひしますが、この修正意見は從來の交渉の過程でこれはやはり出ておりましたか、どうでしょう。

○辻田政府委員 從來の交渉過程の中に出たものもございまして、出ないものもあると思ひます。それで私たちがとしては、交渉過程のうちに速急に研究してみたいと思つております。

○松本委員長 それではどういたしましょうか。修正意見だけについての問題を先にやると、進行が非常に遅れますので、委員会は、法案の逐條審議をやるといふことにして、修正意見の方は調べつつ進めるといふふうにしたらどうですか。

○平川委員 私はさういふ意味で言つたのじやない。これを先に調べてもらいたいといふ意味で、文部省が御研究になつて向うさんの腹がはつきりわかるのだつたらそれで結構だと思ふのです。委員会を問題にするときはよいのですが、すぐこれにかかつていただきたいといふ意味でありまして、決してこれを今から逐條審議せよといふのではないのです。

○松本委員長 了承しました。それではまだいろいろ御質疑があると思ひますけれども、本日はかなり長い時間を経過いたしましたので、本日はこれで質疑を終りたいと思ひます。明日は午前十時からこの部屋で委員会を開きます。

なお公聴会を開くことについて委員諸君の御賛成を得たのでありますが、公聴会を開くには、衆議院規則第七十七條により、公聴会開会承認要求書を

議長のもとまで提出いたさねばならぬのでありますが、この要求書を提出いたすのに御異議ございませぬか。

○松本委員長 それではさうにいたします。なおこの要求書の内容についてお諮りいたしますが、

一、公聴会を開こうとする議案 教育委員会法案
一、意見を聴こうとする問題 教育委員会法案について。
といたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○松本委員長 それではさう決定いたします。なお議長よりの承認を得ましたならば、公聴会開会報告書の提出や公告等の手續が必要であります。これらの件につきましては委員長及び理事に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○松本委員長 それではさう決定いたします。

本日はこれで散会いたします。
午後四時四十二分散会

昭和二十三年八月三十一日印刷

昭和二十三年九月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局